

千葉県報

定例
令和5年8月18日

主要目次

○ 救急病院の認定	一
○ 土地改良区定款の変更認可（二件）	一
○ 解除予定保安林	一
○ 道路の供用開始	一
○ 土砂災害警戒区域の指定	一
○ 土砂災害特別警戒区域の指定	一
○ 市街地再開発組合の設立認可	一
○ 公告	一
○ 土地改良区役員の退任及び就任（二件）	一
○ 土地区画整理法に基づく換地処分通知書の送付に代わる公告	一
○ 特定調達公告	一
○ 入札公告	一

告示

千葉県告示第三百十五号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院を救急病院と認定した。
 令和五年八月十八日

名 称	医療法人浄光会 千葉み
所 在 地	千葉市中央区中央港一丁目二九番一
認定の有効期限	令和八年八月十三日

千葉県告示第三百十六号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、千葉市平川土地改良区の定款の変更を令和五年八月九日付けで認可した。
 令和五年八月十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第三百十七号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、小中川土地改良区の定款の変更を令和五年八月九日付けで認可した。
 令和五年八月十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第三百十八号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次の保安林の指定を解除する予定である。
 令和五年八月十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 解除予定保安林の所在場所
市原市柿木台字台山一、〇一一番（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
干害の防備及び公衆の保健
- 解除の理由
一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を千葉県農林水産部森林課及び市原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百十九号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和五年八月二十一日から次の道路の供用を開始する。
 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び海匠土木事務所において、令和五年八月十八日から三週間、縦覧に供する。
 令和五年八月十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

路 線 名	国道八日市場野栄線
供 用 開 始 の 区 間	匝瑳市八日市場イ字八石二一七番一〇地先から二一七番一〇地先まで

千葉県告示第三百二十号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
 令和五年八月十八日

区域の名称	指定の区域	千葉県知事 熊谷 俊人
岩井一	旭市岩井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
見広六	旭市見広及び蛇園の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三川一	旭市三川及び蛇園の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
蛇園三	旭市蛇園の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
蛇園四	旭市蛇園の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松ヶ谷一	旭市松ヶ谷及び幾世の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松ヶ谷二	旭市松ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
清滝二	旭市清滝、松ヶ谷及び岩井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南堀之内九	旭市南堀之内の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
清和甲八	旭市清和甲の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長部七	旭市長部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
倉橋一	旭市倉橋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
倉橋二	旭市倉橋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鐺木三二	旭市鐺木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鐺木三三	旭市鐺木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鐺木三四	旭市鐺木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

鐺木三五	旭市鐺木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鐺木三六	旭市鐺木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鐺木三七	旭市鐺木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鐺木三八	旭市鐺木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鐺木三九	旭市鐺木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鐺木四〇	旭市鐺木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
溝原一〇	旭市溝原、関戸及び清和甲の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
溝原一一	旭市溝原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
櫻井六	旭市櫻井、舟戸及び萬歳の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
櫻井七	旭市櫻井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
櫻井八	旭市櫻井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
幾世一	旭市幾世及び松ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
吉田一一	匝瑳市吉田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
椿七	匝瑳市椿の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大浦八	匝瑳市大浦の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八日市場イ八	匝瑳市八日市場イの区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八日市場イ九	匝瑳市八日市場イ、八日市場ロ及び若潮町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

飯倉一五	飯高二〇	飯高一九	八辺九	八辺八	八辺七	八辺六	八日市場ホ二	八日市場ホ一	八日市場ハ六	八日市場ハ五	六	八日市場イ一	五	八日市場イ一	四	八日市場イ一	三	八日市場イ一	二	八日市場イ一	一	〇	八日市場イ一
匝瑳市飯倉の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市飯高の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市飯高及び飯多香の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八辺の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八辺の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八辺の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八辺の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八日市場ホの区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八日市場ホの区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八日市場ハの区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八日市場ハの区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八日市場イの区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八日市場イの区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八日市場イの区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八日市場イの区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八日市場イ及び若潮町の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八日市場イの区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八日市場イの区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八日市場イの区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八日市場イの区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八日市場イの区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八日市場イの区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八日市場イの区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八日市場イの区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

飯塚一六	飯塚一七	飯塚一八	飯塚一九	飯塚二〇	中台四	南山崎三	南山崎四	南神崎一
匝瑳市飯塚の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市飯塚及び米持の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市飯塚の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市飯塚の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市飯塚の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市中台及び松山の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市南山崎及び南神崎の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市南山崎の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市南神崎の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び海匠土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和五年八月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するため行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
見広六	旭市見広及び蛇園の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおりに示す区域
三川一	旭市三川及び蛇園の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおりに示す区域

錫木三七	錫木三六	錫木三五	錫木三四	錫木三三	錫木三二	倉橋二	倉橋一	長部七	清和甲八	南堀之内九	清滝二	松ヶ谷二	松ヶ谷一	蛇園四	蛇園三
旭市錫木の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市錫木の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市錫木の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市錫木の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市錫木の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市錫木の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市倉橋の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市倉橋の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市長部の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市清和甲の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市南堀之内の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市清滝、松ヶ谷及び岩井の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市松ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市松ヶ谷及び幾世の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市蛇園の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市蛇園の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

八日市場イ一	八日市場イ一	八日市場イ九	八日市場イ八	大浦八	椿七	吉田一一	幾世一	櫻井八	櫻井七	櫻井六	溝原一一	溝原一〇	錫木四〇	錫木三九	錫木三八
匝瑳市八日市場イの区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八日市場イの区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八日市場イ、八日市場口及び若潮町の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市八日市場イの区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市大浦の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市椿の区域のうち、次の図面に示す区域	匝瑳市吉田の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市幾世及び松ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市櫻井の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市櫻井の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市櫻井、舟戸及び萬歳の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市溝原の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市溝原、関戸及び清和甲の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市錫木の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市錫木の区域のうち、次の図面に示す区域	旭市錫木の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

飯倉一五	飯高二〇	飯高一九	八辺九	八辺八	八辺七	八辺六	八日市場ホ二	八日市場ホ一	八日市場ハ六	八日市場ハ五	六	八日市場イ一	五	八日市場イ一	四	八日市場イ一	三	八日市場イ一	二	八日市場イ一	一
次の図面に示す区域のうち、 匝瑳市飯倉の区域のうち、 次の図面に示す区域	次の図面に示す区域のうち、 匝瑳市飯高の区域のうち、 次の図面に示す区域	区域のうち、次の図面に示す 匝瑳市飯高及び飯多香の区 域のうち、次の図面に示す 区域	次の図面に示す区域のうち、 匝瑳市八辺の区域のうち、 次の図面に示す区域	次の図面に示す区域のうち、 匝瑳市八辺の区域のうち、 次の図面に示す区域	次の図面に示す区域のうち、 匝瑳市八辺の区域のうち、 次の図面に示す区域	次の図面に示す区域のうち、 匝瑳市八日市場ホの区域の うち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域のうち、 匝瑳市八日市場ホの区域の うち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域のうち、 匝瑳市八日市場ハの区域の うち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域のうち、 匝瑳市八日市場ハの区域の うち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域のうち、 匝瑳市八日市場イの区域の うち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域のうち、 匝瑳市八日市場イの区域の うち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域のうち、 匝瑳市八日市場イ及び若潮 町の区域のうち、次の図面 に示す区域	次の図面に示す区域のうち、 匝瑳市八日市場イの区域の うち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域のうち、 匝瑳市八日市場イの区域の うち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域のうち、 匝瑳市八日市場イの区域の うち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域のうち、 匝瑳市八日市場イの区域の うち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域のうち、 匝瑳市八日市場イの区域の うち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域のうち、 匝瑳市八日市場イの区域の うち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域のうち、 匝瑳市八日市場イの区域の うち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域のうち、 匝瑳市八日市場イの区域の うち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域のうち、 匝瑳市八日市場イの区域の うち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

〔「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び海匠土木事務所に備え置
いて縦覧に供する。〕

飯塚一六	飯塚一七	飯塚一八	飯塚一九	飯塚二〇	中台四	南山崎三	南山崎四	南山崎一
匝瑳市飯塚の区域のうち、 次の図面に示す区域	匝瑳市飯塚及び米持の区域 のうち、次の図面に示す区 域	匝瑳市飯塚の区域のうち、 次の図面に示す区域	匝瑳市飯塚の区域のうち、 次の図面に示す区域	匝瑳市飯塚の区域のうち、 次の図面に示す区域	匝瑳市中台及び松山の区域 のうち、次の図面に示す区 域	匝瑳市南山崎及び南山崎の 区域のうち、次の図面に示 す区域	匝瑳市南山崎の区域のう ち、次の図面に示す区域	匝瑳市南山崎の区域のう ち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

千葉県告示第三百二十二号
 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定により、北小金駅
 南口東地区市街地再開発組合の設立を次のとおり認可した。
 令和五年八月十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 組合の名称 北小金駅南口東地区市街地再開発組合
 二 事業施行期間 令和五年八月十八日から令和十年九月三十日まで
 三 施行地区 松戸市小金字天王脇四番三、四番一二、四番一三、四番二七、五番四の一部、五番五

の 一 部、五番六の一部、一五番一、一五番二、一五番六及び一五番八、東平賀字向台三
 一三番二、三一三番三、三一五番一から三一五番一まで、三一五番一三、三一六番一
 から三一六番三まで、三一七番一、三一七番二、三一八番一から三一八番三まで、三一
 九番一、三一九番二、三一九番五、三一九番六、三二〇番一及び三二〇番二並びに字仲
 通二四五番六の一部、二四五番七、二四五番八及び二四五番一二の一部並びに小金きよ
 しヶ丘一丁目五番一から五番四まで、五番六、五番七、五番一〇、五番一一及び一九番
 の一部並びに公有地の一部

四 事務所の所在地
 松戸市小金六〇番地の一
 五 設立認可の年月日
 令和五年八月十八日
 六 事業年度
 毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
 七 公告の方法
 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載して行う。
 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
 令和五年九月十六日

公 告

土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、山武郡
 横芝光町坂田第二土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
 令和五年八月十八日

一 退任理事	山武郡横芝光町寺方一〇三番地	八角 健一
"	宮川一、五五四番地二	實川 功治
"	坂田一一三番地	伊藤 淳彦
"	寺方一一一番地	萩原 朝夫
"	四〇六番地一	實川 成之
"	曾根合四九番地三	鈴木 敏弘
"	六四番地	浅野 修一
"	於幾六九五番地	子安 忠夫
"	七七七番地	平山 晴一
"	七四三番地	櫻井 信雄

千葉県知事 熊谷 俊 人

二 退任監事	山武郡横芝光町坂田七三四番地	渡邊 裕美
"	寺方一七八番地	奈良 昭
"	曾根合六八番地	實川 幸稔
"	於幾六〇五番地	小川 健一
三 就任理事	山武郡横芝光町寺方一〇三番地	八角 健一
"	宮川一、五五四番地二	實川 功治
"	坂田一一三番地	伊藤 淳彦
"	寺方一一一番地	小関 和彦
"	四〇六番地一	實川 成之
"	曾根合四九番地三	鈴木 敏弘
"	六四番地	浅野 修一
"	於幾六九五番地	子安 忠夫
"	七七七番地	平山 晴一
"	七四三番地	櫻井 信雄
"	六七二番地	渡邊 裕美
"	七四六番地	奈良 昭

四 就任監事	山武郡横芝光町坂田七三四番地	寺田 稔
"	寺方一七八番地	實川 和幸
"	曾根合六八番地	小川 健一
"	於幾六〇五番地	伊藤 淳彦

土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、君津郡
 大坪土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
 令和五年八月十八日

一 退任理事	富津市亀田九〇一番地	玉川 正美
"	九四九番地の二	山中 功
"	一、〇三六番地二	高橋 秀明

千葉県知事 熊谷 俊 人

之起 木字寅	之起 木字寅	之起 木字寅	之起 木字寅	谷 木字下	谷 木字下	谷 木字下	谷 木字下	谷 木字下	谷 木字下	谷 木字下	谷 木字下	谷 木字下	谷 木字下	谷 木字下	谷 木字下	向 木字下	丸前 木字膝
一 五二九の	一 五一五の	三 五一二の	五〇五	二 四六五の	四 四五七	二 四四〇の	一 四四〇の	三 四二九の	一 四二八の	四 四二七	一 四二〇の	四 四一九	三 三九八の	二 三五六の	三 三一七の	九九	
田	田	田	田	田	田	畑	田	田	畑	田	畑	田	田	田	田	田	
(九四二・一〇)	九三七 (二四七・八〇)	一四七 (二三四・二三)	一〇二二 (一〇二六・五六)	二九 (二九・一六)	五三三 (五三四・八四)	二九〇 (二九一・五八)	二七二 (二七二・五四)	二六 (二六・八三)	一六一 (一六一・八七)	一五八 (一五八・八六)	一〇八四 (一〇九〇・一一)	四〇六 (四〇八・二二)	四九七 (五〇〇・七〇)	四九七 (五〇一・七二)	三三三 (三三三・三三)	六三四 (六二七・四〇)	
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
五五 六三、七九七、八	五 九、六三九、二五	四〇 一、二、六二、一	八〇 六、八二六、〇	五 一、八五二、二三	六〇 三、五五一、六	七〇 一七、五二八、八	六〇 一六、三八四、二	五 二、三三九、四二	五五 一四、〇五四、一	六五 一三、七九二、八	五五 九四、六四七、七	五〇 三五、四四二、四	〇五 三五、二五九、一	五五 三〇、〇六一、三	六五 一四、三六四、〇	八五 四一、一〇六、〇	

木字膝丸後	一九九の	田	五三八 (五四〇・九三)	なし	四六、二〇八、二一〇	七二	木三丁目	七の	宅地	三三五・三七	四六、一八六、二八〇	二二、三三〇	二二、三三〇
木字膝丸後	二二二の	宅地	九七二・三五 (一、〇八五・三五)	なし	一三四、五二二、二四五	七二	木三丁目	七の	宅地	九四三・一〇	一三四、四五五、〇五〇	五三、二〇五	五三、二〇五
計	十筆		三、六九三・三五 (三、八二二・三三)		三七三、四七一、九八〇		五筆			二六六・一八六	三七三、三〇八、六九五	一六三、二八五	一六三、二八五

注 換地図及び案内図は省略し、それらの図面を流山市木字寅之起五一六番地先及び字膝丸前九三番一地主並びに流山字己ノ起二一、五五九番一地主に掲示する。

二 教示

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三月以内であっても、この処分の日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この処分の日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別表

(その一)	氏名	
	村上武彦	
(その二)	氏名	敷地権の割合
	桐山和久	二百七十万三千百六十一分の七千二百五十八
(その三)	氏名	敷地権の割合
	南光幸	五十万六千二百六十二分の七千六百十六
	新野健太郎	五十万六千二百六十二分の七千五十八

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものがある。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年8月18日

千葉県知事 熊谷俊人

- 入札に付する事項
 - 購入等件名及び数量 自動車貸借 6台
 - 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 履行期間 令和6年2月1日から令和13年1月31日まで
 - 履行場所 千葉県知事が指定する場所
 - 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。
- 入札に参加する者に必要な資格
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。
 - この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
 - この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
 - 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- 入札書の提出場所等

<p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 260-8668 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部総務部会計課 調度契約第三係 電話043(201)0110</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supericals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和5年8月18日から9月13日まで(千葉県の休日に 関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午 前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年9月28日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年9月28日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和5年9月29日午前9時30分 千葉県警察本部5階入 札室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号)の2。以下「財務 規則」という。)第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事 から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなけ ればならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定する データを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な 資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認 を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年9月13日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3(2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所 において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提 出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札 に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加す ることができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年9月13日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p>	<p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に 求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反 した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入 札者であって、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内 で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契 約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつて も、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67 号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の 属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る経費の減額又は削除 があつた場合は、この契約を変更し、又は解除することがある。</p> <p>(10) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease Contract of Automobiles (6cars)</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 28 September, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Police Headquarters, 1-9-1 Nagazu, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8668 Japan TEL 043-201-0110</p>
--	--

監 査 長 中 野 一 郎

三 木 田 川 水 田

発 行 者 千 葉 市 中 央 区 市 場 町 一 番 一 号

千 葉 県 〇 四 三 (一 一 三 三) 二 六 五 八

購 読 申 込 先